

## 関東農業食料工学会 規約

(昭和 59 年 9 月 決議) (平成 12 年 9 月 承認)  
(昭和 59 年 12 月 承認) (平成 16 年 12 月 承認)  
(昭和 62 年 12 月 承認) (平成 24 年 9 月 承認)  
(平成元年 12 月 承認) (平成 25 年 9 月 承認)  
(平成 7 年 9 月 承認) (令和元年 8 月 承認)

- 第 1 条 本会は、関東農業食料工学会（以下「本会」という）と称する。
- 第 2 条 事務局は、原則として会長または幹事の所属する機関内におき、所在地も同じとする。
- 第 3 条 本会は、（一社）農業食料工学会の目的である農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発達普及に協力するとともに、本会会員相互の情報交換に努める。
- 第 4 条 本会会員は、原則として、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、山梨、長野、静岡の 1 都 11 県に在住する正会員、学生会員、賛助会員、購読会員、永年会員及び名誉会員をもって構成する。
2. 正会員は、本会の趣旨に賛同して入会した個人とする。
  3. 学生会員は、大学院、大学、大学校、短期大学等に在籍する学生とする。
  4. 賛助会員は、本会の活動を賛助するために入会した団体または機関とする。
  5. 購読会員は、会報等の配布のみを受けるために入会した団体または機関とする。
  6. 名誉会員は、（一社）農業食料工学会の名誉会員とする。
  7. 永年会員は、（一社）農業食料工学会の永年会員とする。
- 第 5 条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 講演会、見学会、研究会等の開催
  - (2) その他適当な事業
- 第 6 条 本会に役員として会長、評議員、幹事長、幹事及び監事をおく。
- 第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 会長に事故あるときは、評議員会において代行者を決定する。
- 第 8 条 会長及び幹事は、本会の予算・決算等重要事項を総会において報告する。
- 第 9 条 評議員は、評議員会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。
- 第 10 条 幹事長及び幹事は、本会の事務運営のため、会長を補佐する。
- 第 11 条 監事は、本会の会計並びに業務を監査し、これを評議員会に報告する。
- 第 12 条 役員を選出は、次のように定める。
- (1) 会長は、評議員の互選により 1 名を選出する。
  - (2) 評議員は、本会に所属する（一社）農業食料工学会の代議員をもってあてる。
  - (3) 幹事は、正会員の中から会長が若干名を委嘱する。
  - (4) 幹事長は、幹事の中から会長が 1 名を委嘱する。
  - (5) 監事は、正会員の中から評議員会において 2 名を選出する。
- 第 13 条 役員任期は 2 年間とし、会長の重任（連続就任）は 2 期までできるものとする。ただし、幹事長及び幹事にあっては、必要に応じて会長が任期を定めることができる。

第14条 評議員会は毎年1回以上開催するほか、会長が必要と認めるとき、及び評議員の3分の1以上から議題を定めて開催請求があったとき、会長がこれを招集する。

第15条 総会は、正会員をもって構成し、毎年1回以上開催する。

第16条 入会を希望する者は、会費を添えて事務局に申し出る。また、退会しようとする者は、その旨を事務局に申し出なければならない。但し、既納の会費は返却しない。

2. 本会会員は、次に定める会費を納入するものとする。ただし、名誉会員及び永年会員は会費を必要としない。

(1) 正会員 年額 2,000円

(2) 学生会員 年額 500円

(3) 賛助会員 年額 5,000円

(4) 購読会員 年額 2,000円

3. 会費を1年間滞納した者は会報等の配布を停止し、2年間以上滞納した者は、退会の申し出をしたものとみなす。

第17条 本会の経費は、会費、(一社)農業食料工学会からの補助金、寄付金、その他をもってあてる。

第18条 本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

第19条 会長は、毎年、前年度の収支決算及び当年度の予算について評議員会の承認を得なければならない。

2. 会計年度当初に評議員会を開催できず、予算の承認が得られないときは、前年度の予算の範囲内で当該年度の予算を暫定施行できるものとする。

第20条 この規約を変更するには、評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

この規約は、関東農業食料工学会評議員会の承認のあった日から施行する。